

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 [略]</p> <p>第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第一章の二 [略]</p> <p>第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社</p> <p>第一節 [略]</p> <p>第二節 相互会社</p> <p>第一款 機関等（第二十条―第二十三条の二十一）</p> <p>第二款 [略]</p> <p>第三款 相互会社の社債を引き受ける者の募集（第三十一条―第三十一条の十七）</p> <p>〔第四款・第五款 略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一編 [同上]</p> <p>第二編 [同上]</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第一章の二 [同上]</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>第一節 [同上]</p> <p>第二節 [同上]</p> <p>第一款 機関等（第二十条―第二十三条の二十）</p> <p>第二款 [同上]</p> <p>第三款 相互会社の社債を引き受ける者の募集（第三十一条―第三十一条の十六）</p> <p>〔第四款・第五款 同上〕</p>

第三節 組織変更

第一款 [略]

第二款 相互会社から株式会社への組織変更（第四十一条の

四―第四十六条の四）

〔第三章〕第十二章 略

〔第三編〕第五編 略

附則

（密接な関係の範囲）

第一条の二の二 令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次の各号に掲げる関係をいう。

一 二以上の団体相互が次のイからハまでに掲げる関係のいずれかを有するという関係

〔イ・ロ 略〕

ハ 一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者である関係

(1) 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第四十六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第一百五十五条及び第一百五十六条の六、第一百八条、第十一章（第二百十條の三、第二百十條の十の二を除く。）、第十二章（第二百十一條の三、第十八及び第二百十一條の八十二を除く。）、第四編並びに第

第三節 [同上]

第一款 [同上]

第二款 相互会社から株式会社への組織変更（第四十一条の

四―第四十六条の三）

〔第三章〕第十二章 同上

〔第三編〕第五編 同上

附則

（密接な関係の範囲）

第一条の二の二 [同上]

一 [同上]

〔イ・ロ 同上〕

ハ [同上]

(1) 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第一百五十五条及び第一百五十六条の六、第一百八条、第十一章（第二百十條の三、第二百十條の十の二を除く。）、第十二章（第二百十一條の三、二十八及び第二百十一條の八十二を除く。）、第四編並びに第

二百四十六条において同じ。)の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

〔略〕

(ii) 当該一方の者が法人その他の団体(以下この号及び第四

十五条の二十五第三項において「法人等」という。)である場合におけるその役員及び主要株主(法人等の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。 (iv)において同じ。)

〔iii〕  
〔vii〕  
略

(2) 〔略〕

〔二・三 略〕

〔2・3 略〕

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十五項(法第二条の二第二項、第七十七条第九項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十六条第二項、第四十八条の二第二項、第五十六条第十一項、第五十八条第六項、第五十八条の二第五項、第

において同じ。)の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

〔同上〕

(ii) 当該一方の者が法人その他の団体(以下この号において「法人等」という。)である場合におけるその役員及び主

要株主(法人等の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。 (iv)において同じ。)

〔iii〕  
〔vii〕  
同上

(2) 〔同上〕

〔二・三 同上〕

〔2・3 同上〕

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十五項(法第二条の二第二項、第七十七条第九項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第十一項、第五十八条第六項、第五十八条の二第五項、第五十八条の四第三項

五十八条の四第三項、第五十八条の六第二項、第八十五条第二項、第九十四条第四項、第二百五条第三項、第五十五条の六第三項、第一百八条第三項及び第二百十条の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

「一〇五 略」

「二〇四 略」

（免許申請書の添付書類）

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇五 略」

六 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあつては取締役、指名委員会等設置会社（指名委員会等（法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。）を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

七 会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

「八〇十三 略」

、第五十八条の六第二項、第八十五条第二項、第九十四条第四項、第二百五条第三項、第二百五条の六第三項、第一百八条第三項及び第二百十条の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

「一〇五 同上」

「二〇四 同上」

（免許申請書の添付書類）

第六条 「同上」

「一〇五 同上」

六 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあつては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

七 会計参与設置会社（法第八条の二第一項第二号に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

「八〇十三 同上」

〔2・3 略〕

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

〔一〇十七 略〕

十八 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十

五条の二第三項第二号(社債権者集会の決議の省略)

十九〇四十二 〔略〕

(保険業法施行令に係る電磁的方法)

第十四条の十 令第四条の五第一項又は第四条の六第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第十五条の二 法第十二条第二項に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

〔2・3 同上〕

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十四条の四 〔同上〕

〔一〇十七 同上〕

〔号を加える。〕

十八〇四十二 〔同上〕

(保険業法施行令に係る電磁的方法)

第十四条の十 令第四条の六第一項又は第四条の七第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

〔一・二 同上〕

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第十五条の二 法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第二号(取締役の資格等)(同法第三百三十五条第一項(監査役の資格等)及び第四百二条第四項(執行役の選任等)において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当た

(のれん)

第十七条の二 保険業を営む株式会社は、吸収型再編（計算規則第二  
条第三項第三十七号（定義）に規定する吸収型再編をいう。第十九  
条の三第一項第五号及び同条第二項第十一号において同じ。）、新  
設型再編（計算規則第二条第三項第四十五号に規定する新設型再編  
をいう。）又は事業の譲受け（移転先会社（法第百三十五条第一項  
に規定する移転先会社をいう。）となることを含む。第二十四条の  
七において同じ。）をする場合において、適正な額ののれんを資産  
又は負債として計上することができる。

（計算書類等の承認の特則に関する要件）

第十七条の八 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第  
四百三十九条（会計監査人設置会社の特則）に規定する内閣府令で  
定める要件は、次の各号（監査役設置会社（監査役を置く株式会社  
又は相互会社をいう。以下同じ。）であつて監査役会設置会社（監  
査役会を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）でない保  
険業を営む株式会社にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該  
当することとする。

「一〇四 略」

つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  
とする。

(のれん)

第十七条の二 保険業を営む株式会社は、吸収型再編（計算規則第二  
条第三項第三十三号（定義）に規定する吸収型再編をいう。第十九  
条の三第一項第五号及び同条第二項第十一号において同じ。）、新  
設型再編（計算規則第二条第三項第四十一号に規定する新設型再編  
をいう。）又は事業の譲受け（移転先会社（法第百三十五条第一項  
に規定する移転先会社をいう。）となることを含む。第二十四条の  
七において同じ。）をする場合において、適正な額ののれんを資産  
又は負債として計上することができる。

（計算書類等の承認の特則に関する要件）

第十七条の八 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第  
四百三十九条（会計監査人設置会社の特則）に規定する内閣府令で  
定める要件は、次の各号（監査役設置会社（法第三十条の十一第一  
項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。）であつて監査役  
会設置会社（法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社を  
いう。以下同じ。）でない保険業を営む株式会社にあつては、第三  
号を除く。）のいずれにも該当することとする。

「一〇四 同上」

(計算書類に関する事項)

第十七条の十五 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度（株式会社にあつては会社法第二十四条（定義）に規定する最終事業年度をいい、相互会社にあつては当該事業年度に係る法第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき法第五十四条の六第二項の承認（同条第四項に規定する場合にあつては、法第五十四条の四第三項の承認）を受けた場合における当該事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第十七条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

二 〔略〕

- 三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定による最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

〔四〇六 略〕

(計算書類に関する事項)

第十七条の十五 〔同上〕

- 一 最終事業年度（株式会社にあつては会社法第二十四条（定義）に規定する最終事業年度をいい、相互会社にあつては当該事業年度に係る法第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき法第五十四条の六第二項の承認（同条第四項に規定する場合にあつては、法第五十四条の四第三項の承認）を受けた場合における当該事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第十七条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 同上〕

二 〔同上〕

- 三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

〔四〇六 同上〕

(最終事業年度の末日後に生ずる控除額)

第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号(剰余金の額)に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

〔一・二 略〕

三 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為(計算規則第二条第三項第三十八号(定義)に規定する吸収型再編受入行為をいう。以下この条及び第十九条の四において同じ。)に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六条第二号に掲げる額

〔四〇六 略〕

〔二・三 略〕

(その他減ずるべき額)

第十九条の四 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号(配当等の制限)に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

〔一〇三 略〕

四 保険業を営む株式会社が連結配当規制適用会社(計算規則第二

(最終事業年度の末日後に生ずる控除額)

第十九条の三 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為(計算規則第二条第三項第三十四号(定義)に規定する吸収型再編受入行為をいう。以下この条及び第十九条の四において同じ。)に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六条第二号に掲げる額

〔四〇六 同上〕

〔二・三 同上〕

(その他減ずるべき額)

第十九条の四 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 保険業を営む株式会社が連結配当規制適用会社(計算規則第二



条第三項第五十五号（定義）に規定する連結配当規制適用会社をいう。）であるとき（同号のある事業年度が最終事業年度である場合に限る。）は、イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあつては、零）  
「イ」ハ 略  
「五」九 略

（創立総会の議事録）

第二十條の十二 「略」

2 「略」

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

「一・二 略」

三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役（法第三十條の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この号において同じ。）  
（設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員（同條第二項に規定する設立時監査等委員をいう。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）、設立時会計参与（同條第一項に規定する設立時会計参与をいう。）、設立時監査役（同項に規定する設立時監査役をいう。）、若しくは設立時会計監査人（同項に規定する設立時会計監査人をいう。）又は設立時執行役（同條第九項に規定する設立時執行役をいう。）の氏名又は名称

条第三項第五十一号（定義）に規定する連結配当規制適用会社をいう。）であるとき（同号のある事業年度が最終事業年度である場合に限る。）は、イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあつては、零）  
「イ」ハ 同上  
「五」九 同上

（創立総会の議事録）

第二十條の十二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一・二 同上」

三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役（法第三十條の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この号において同じ。）  
（設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員（同條第二項に規定する設立時監査等委員をいう。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）、設立時会計参与（同條第一項に規定する設立時会計参与をいう。）、設立時監査役（同項に規定する設立時監査役をいう。）、若しくは設立時会計監査人（同項に規定する設立時会計監査人をいう。）又は設立時執行役（同條第八項に規定する設立時執行役をいう。）の氏名又は名称

〔四・五 略〕

(相互会社がその経営を支配している法人)

第二十條の十四 法第三十三條の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、当該相互会社が会社等(会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。))その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第二十三條の八の二において同じ。)の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

2 〔略〕

(補欠の役員の選任)

第二十三條の六 〔略〕

2 法第五十二條第三項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 〔略〕

二 当該候補者を補欠の社外取締役(法第五十一條の二に規定する社外取締役をいう。)として選任するときは、その旨

〔三〇六 略〕

3 〔略〕

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十三條の六の二 法第五十三條の二第二項(法第五十三條の五第

〔四・五 同上〕

(相互会社がその経営を支配している法人)

第二十條の十四 法第三十三條の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、当該相互会社が会社等(会社(外国会社を含む。))、組合(外国における組合に相当するものを含む。))その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第二十四條の三において同じ。)の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

2 〔同上〕

(補欠の役員の選任)

第二十三條の六 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 当該候補者を補欠の社外取締役(法第五十三條の二第五項に規定する社外取締役をいう。)として選任するときは、その旨

〔三〇六 同上〕

3 〔同上〕

〔条を加える。〕

一 項及び第五十三条の二十六第四項において準用する場合を含む。  
（）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針）

第二十三条の八の二 法第五十三条の十五において読み替えて準用す

る会社法第三百六十一条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この条において同じ。）の個人別の報酬等（次号に規定する業績連動報酬等及び第三号に規定する非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）の額又はその算定方法の決定に関する方針

二 取締役の個人別の報酬等のうち、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当該相互会社又はその関係会社（当該相互会社の実質子会社及び関連会社（相互会社が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社等（実質子会社を除く。）をいう。以下この号、第二十四条の三第六項第二号、第二十五条の八及び第二十九条の五第四項において同じ。）をいう。）の業績を示す指標（以下この号において「業績指標」という。）を基礎としてその額又は数が算定される報酬等（以下この項において「業績連動報酬等」という。）がある場合には、当該業績連動報酬等に

「条を加える。」

係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

三 取締役の個人別の報酬等のうち、金銭でないもの（以下この項において「非金銭報酬等」という。）がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

四 第一号の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

五 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針  
六 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、次に掲げる事項

イ 当該委任を受ける者の氏名又は当該相互会社における地位若しくは担当

ロ イの者に委任する権限の内容

ハ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

七 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（前号に掲げる事項を除く。）

八 前各号に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

2 前項第二号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要

---

な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一 会社等（次に掲げる会社等であつて、当該会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その実質子会社を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の二十以上である場合

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等  
ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の十五以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 次に掲げる者（会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）が会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(1) 自己の役員

---

- 
- (2) 自己の業務を執行する社員
  - (3) 自己の使用人
  - (4) (1)から(3)までに掲げる者であった者
    - ロ 自己が会社等に対して重要な融資を行っていること。
    - ハ 自己が会社等に対して重要な技術を提供していること。
    - ニ 自己と会社等との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。
    - ホ その他自己が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
  - 三 会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。）の割合が百分の二十以上である場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
    - イ 自己の計算において所有している議決権
    - ロ 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
    - ハ 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
  - 四 自己と自己から独立した者との間の契約その他これに準ずるものに基づきこれらの者が会社等を共同で支配している場合
-

(報酬等の額の算定方法)

第二十三条の十九 法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項第一号(責任の一部免除)に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 「略」

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 「略」

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数(当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 「略」

(2) 代表取締役以外の取締役(業務執行取締役等(法第五十一条の二第一号に規定する業務執行取締役等をいう。))であるものに限る。)(又は代表執行役以外の執行役 四

(3) 「略」

(役員等賠償責任保険契約から除外する保険契約)

第二十三条の二十一 法第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する相互会社を含む

(報酬等の額の算定方法)

第二十三条の十九 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 代表取締役以外の取締役(業務執行取締役等(法第五十三条の二第五項第一号に規定する業務執行取締役等をいう。))であるものに限る。)(又は代表執行役以外の執行役 四

(3) 「同上」

「条を加える。」

保険契約であつて、当該相互会社がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該相互会社に生ずることのある損害を  
保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

（資産の評価）

第二十四条の三 「同上」

〔2〕5 略〕

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 〔略〕

二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

（資産の評価）

第二十四条の三 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 「同上」

一 「同上」

二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社（相互会社が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社等（実質子会社を除く。）をいう。第二十五条の八及び第二十九条の五第四項において同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつ



三 「略」  
「項を削る。」

て保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに  
限る。）をいう。）を除く。）

三 「同上」

7|| 前項第二号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要  
な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合（財務上  
又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定に対  
して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認め  
られる場合を除く。）をいう。

一 会社等（次に掲げる会社等であつて、当該会社等の財務又は事  
業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認  
められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総  
数に対する自己（その実質子会社を含む。以下この項において同  
じ。）の計算において所有している議決権の割合が百分の二  
以上である場合

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等  
ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会  
社

ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有してい  
る議決権の割合が百分の十五以上である場合（前号に掲げる  
場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する  
場合

---

イ 次に掲げる者（会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）が会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1)から(3)までに掲げる者であった者

ロ 自己が会社等に対して重要な融資を行っていること。

ハ 自己が会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ 自己と会社等との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ その他自己が会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。）の割合が百分の二十以上である場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 自己の計算において所有している議決権

ロ 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

---

(監査役の監査報告の内容)

第二十六条の二 監査役(会計監査人設置会社(会計監査人を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。))の監査役を除く。以下この目において同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、別紙様式第一号の六により監査報告を作成しなければならない。

(計算書類に関する事項)

第三十条の十 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。)が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

ハ 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

- 四 自己と自己から独立した者との間の契約その他これに準ずるものに基づきこれらの者が会社等を共同で支配している場合

(監査役の監査報告の内容)

第二十六条の二 監査役(会計監査人設置会社(法第五十三条の二十第二項に規定する会計監査人設置会社をいう。以下同じ。))の監査役を除く。以下この目において同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、別紙様式第一号の六により監査報告を作成しなければならない。

(計算書類に関する事項)

第三十条の十 「同上」

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。)が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ・ロ 略」

「二〽五 略」

(募集事項)

第三十一条 法第六十一条第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〽四 略」

五 法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百十一条第二項本文(社債管理者の辞任)(法第六十一条の七の三第六項において読み替えて準用する会社法第七百十四条の七(社債管理者に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)に規定するときは、法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定する事由

六 法第六十一条の七の二の規定による委託に係る契約において法第六十一条の七の三第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は法に規定する社債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

七 法第六十一条の七の二の規定による委託に係る契約における法第六十一条の七の三第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三十一条の二 法第六十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令

「イ・ロ 同上」

「二〽五 同上」

(募集事項)

第三十一条 「同上」

「一〽四 同上」

五 法第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文(社債管理者の辞任)に規定するときは、法第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定する事由

「号を加える。」

「号を加える。」

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三十一条の二 「同上」

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 「略」
- 二 社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所
- 三 「略」

(社債の種類)

第三十一条の四 法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百八十一条第一号(社債原簿)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 「一」五 略
- 六 社債管理者を定めないこととするときは、その旨
- 七 「略」
- 八 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨
- 九・十 「略」
- 十一 社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第六十一条の七の二の規定による委託に係る契約の内容
- 十二・十三 「略」

(社債管理補助者の資格)

第三十一条の十一 法第六十一条の七の三第六項において準用する会社法第七百十四条の三に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士

- 一 「同上」

- 二 「号を加える。」
- 三 「同上」

(社債の種類)

第三十一条の四 「同上」

- 「一」五 同上
- 六 「号を加える。」
- 七 「同上」
- 八 「号を加える。」
- 九・十 「同上」

「号を加える。」

二 弁護士法人

(社債権者集会の招集の決定事項)

第三十一条の十二 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百十九条第四号(社債権者集会の招集の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略〕

四 第三十一条の十四第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の承諾をした社債権者の請求があつた時に当該社債権者に対して法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面(法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項に規定する議決権行使書面をいう。第三十一条の十四において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

(社債権者集会の招集の決定事項)

第三十一条の十一 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 第三十一条の十三第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の承諾をした社債権者の請求があつた時に当該社債権者に対して法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面(法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項に規定する議決権行使書面をいう。第三十一条の十三において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

(社債権者集会参考書類)

第三十一条の十三 社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 [略]

二 議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 候補者が社債を発行した相互会社、社債管理者又は社債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

〔2〕4 略〕

(議決権行使書面)

第三十一条の十四 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項(社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 [略]

二 第三十一条の十二第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第三十一条の十二第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者(法第六十一条の八第

(社債権者集会参考書類)

第三十一条の十二 [同上]

一 [同上]

二 [同上]

「イ・ロ 同上」

ハ 候補者が社債を発行した相互会社又は社債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

〔2〕4 同上〕

(議決権行使書面)

第三十一条の十三 [同上]

一 [同上]

二 第三十一条の十一第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第三十一条の十一第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者(法第六十一条の八第

二項において準用する会社法第七百十九条（社債権者集会の招集の決定）に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 「略」

五 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

2 第三十一条の十二第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項（社債権者集会の招集の通知）の承諾をした社債権者の請求があつた時に、当該社債権者に対して、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

「3・4 略」

（書面による議決権行使の期限）

第三十一条の十五 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十六条第二項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十二第二号の行使の期限とする。

二項において準用する会社法第七百十九条（社債権者集会の招集の決定）に規定する招集者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 「同上」

五 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

2 第三十一条の十一第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十条第二項（社債権者集会の招集の通知）の承諾をした社債権者の請求があつた時に、当該社債権者に対して、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百二十一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

「3・4 同上」

（書面による議決権行使の期限）

第三十一条の十四 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十六条第二項（書面による議決権の行使）に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の十一第二号の行使の期限とする。



(電磁的方法による議決権行使の期限)

第三十一条の十六 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十七条第一項(電磁的方法による議決権の行使)に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の第十二号イの行使の期限とする。

(社債権者集会の議事録)

第三十一条の十七 「略」

2 「略」

3 社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

「一〽三 略」

四 社債権者集会に出席した社債を発行した相互会社の代表者又は代理人の氏名

五 社債権者集会に出席した社債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は社債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名

六・七 「略」

4 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、社債権者集会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

一 社債権者集会の決議があったものとみなされた事項の内容

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第三十一条の十五 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十七条第一項(電磁的方法による議決権の行使)に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条の第十一号イの行使の期限とする。

(社債権者集会の議事録)

第三十一条の十六 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〽三 同上」

四 社債権者集会に出席した社債を発行した相互会社の代表者又は社債管理者の氏名又は名称

「号を加える。」

五・六 「同上」

「項を加える。」

- 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 社債権者集会の決議があつたものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

(計算書類に関する事項)

第三十六条の四 法第七十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社<sup>イ</sup>が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項(計算書類の公告)の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社<sup>ロ</sup>が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合

同法第九十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〇七 略〕

(組織変更をする相互会社の事前開示事項)

第四十二条 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇四 略〕

- 五 組織変更株式交換(法第九十六条の五第一項に規定する組織変

(計算書類に関する事項)

第三十六条の四 〔同上〕

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社<sup>イ</sup>が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項(計算書類の公告)の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 同上〕

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社<sup>ロ</sup>が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合

同法第九十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〇七 同上〕

(組織変更をする相互会社の事前開示事項)

第四十二条 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

- 五 〔同上〕

更株式交換をいう。以下この款において同じ。)をする場合には、次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等（法第九十六条の七第二号に規定する株式等をいう。以下この款において同じ。）の全部又は一部が組織変更株式交換完全親会社（法第九十六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下同じ。）の株式であるときは、当該組織変更株式交換完全親会社の定め

ニ 〔略〕

六 〔略〕

七 組織変更株式交付（法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

イ 法第九十六条の九の三第一項第三号から第六号までに掲げる事項についての定め

ロ 法第九十六条の九の三第一項第七号に掲げる事項を定めたとときは、同項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め

ハ 組織変更株式交付子会社（法第九十六条の九の二第二項に規定する組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。）について

の次に掲げる事項を組織変更をする相互会社が知っているときは、当該事項

〔イ・ロ 同上〕

ハ 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等（法第九十六条の七第二号に規定する株式等をいう。以下この款において同じ。）の全部又は一部が組織変更株式交換完全親会社（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下同じ。）の株式であるときは、当該組織変更株式交換完全親会社の定め

ニ 〔同上〕

六 〔同上〕

〔号を加える。〕

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更株式会社の子会社の成立の日における貸借対照表）の内容

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更株式交付子会社の成立の日。（3）において同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（組織変更計画備置開始日後組織変更株式交付の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

八・九 「略」

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

第四十二条の三 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 略」

六 組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に掲げるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更

七・八 「同上」

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

第四十二条の三 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更

をする相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定に  
よる公告をしている場合 次に掲げるもの

〔(1)・(2) 略〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会  
社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合  
法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〜ヘ 略〕

（組織変更株式交換に際して資本金又は準備金として計上すべき額

）  
第四十五条の八の七 法第九十六条の五第三項において準用する会社

法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）に規定する  
内閣府令で定めるべき事項は、計算規則に定めるところによる。

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十五 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用  
する会社法第七百九十九条第二項第三号（債権者の異議）に規定す  
る内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み  
替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日  
又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第  
七百九十九条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日におけ  
る次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとな  
る。

をする相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定に  
より公告をしている場合 次に掲げるもの

〔(1)・(2) 同上〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会  
社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合  
法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〜ヘ 同上〕

〔条を加える。〕

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十五 〔同上〕

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〜ハ 略〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合 会社法第九百十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔三〜五 略〕

（組織変更株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額）

第四十五条の十七 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）に規定する内閣府令で定めるべき事項は、計算規則に定めるところによる。

（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事前開示事項）

第四十五条の十八 〔略〕

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〜ハ 同上〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九百十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔三〜五 同上〕

〔条を加える。〕

（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事前開示事項）

第四十五条の十七 〔同上〕

(計算書類に関する事項)

第四十五条の十九 法第九十六条の九第五項において読み替えて準用する会社法第八百十條第二項第三号(債権者の異議)に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十條第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十條第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式会社)を伴う組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。)が会社法第四百四十條第一項(計算書類の公告)(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは会社法第四百四十條第二項の規定又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〜ハ 略〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十條第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合 会社法第九十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔三〜五 略〕

(共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項)

(計算書類に関する事項)

第四十五条の十八 〔同上〕

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式会社)を伴う組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。)が会社法第四百四十條第一項(計算書類の公告)(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは会社法第四百四十條第二項の規定又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〜ハ 同上〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十條第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔三〜五 同上〕

(共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項)

第四十五条の二十 「略」

(組織変更株式交付子会社)

第四十五条の二十一 法第九十六条の九の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、会社法第二条第三号(定義)に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合(会社法施行規則第三条第三項第一号に掲げる場合に限る。)における当該他の会社等とする。

(組織変更後株式会社の株式に準ずるもの)

第四十五条の二十二 法第九十六条の九の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第九十六条の九の三第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の定めに従い交付する組織変更後株式会社の株式以外の金銭等(会社法第五百五十一条第一項(株式の質入れの効果)に規定する金銭等をいう。以下この条及び第四十五条の二十五において同じ。)とする。

一 組織変更株式交付子会社の株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等の合計額

二 前号に規定する金銭等のうち組織変更後株式会社の株式の価額の合計額

三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

第四十五条の十九 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」



(計算書類に関する事項)

第四十五条の二十三 法第九十六条の九の二第二項第三号に規定する

内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更株式会社の子会社が会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの  
イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁  
ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
- ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九十一条第三項第二十八号イ(株式会社の設立の登記)に掲げる事項
- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更株式会社の子会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合  
同法第九十一条第三項第二十六号に掲げる事項
- 三 組織変更株式会社の子会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

「条を加える。」

四 組織変更株式交付子会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 組織変更株式交付子会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合 計算規則第六編第二章の規定（組織変更株式交付子会社が保険業を営む株式会社である場合にあっては、別紙様式第二号（少額短期保険業者にあっては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）による組織変更株式交付子会社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容（組織変更株式交付子会社の当該貸借対照表の要旨の内容にあつては、組織変更をする相互会社はその内容を知らないときは、その旨）

（組織変更株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額）  
第四十五条の二十四 法第九十六条の九の二第三項において準用する会社法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）に規定する内閣府令で定めるべき事項は、計算規則に定めるところによる。

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

「条を加える。」

第四十五条の二十五 法第九十六条の九の四第一項第三号（法第九十

「条を加える。」

六条の九の九において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 交付対価について参考となるべき事項
  - 二 組織変更をする相互会社の計算書類等に関する事項
  - 2 この条において「交付対価」とは、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債の譲渡人に対して当該株式、新株予約権又は新株予約権付社債の対価として交付する金銭等をいう。
  - 3 第一項第一号に規定する「交付対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（これらの事項の全部又は一部を通知しないことにつき法第九十六条の九の四第一項（法第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）の申込みをしようとする者の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。
    - 一 交付対価として交付する組織変更後株式会社の株式に関する次に掲げる事項
    - イ 当該組織変更後株式会社の定款の定め
    - ロ 次に掲げる事項その他の交付対価の換価の方法に関する事項
- (1) 交付対価を取引する市場
  - (2) 交付対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
  - (3) 交付対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内

容

- ハ 交付対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項
  - ニ 組織変更をする相互会社の過去五年間にその末日が到来した各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）に係る貸借対照表の内容
  - (1) 最終事業年度
  - (2) ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、法令の規定に基づく公告（法第五十四条の七第三項の措置に相当するものを含む。）をしている場合における当該事業年度
  - (3) ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出している場合における当該事業年度
- 二 交付対価の一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（組織変更後株式会社の株式を除く。）であるときは、次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）
- イ 当該法人等の定款その他これに相当するものの定め
  - ロ 当該法人等が会社でないときは、次に掲げる権利に相当する権利その他の交付対価に係る権利（重要でないものを除く。）の内容
  - (1) 剰余金の配当を受ける権利
  - (2) 残余財産の分配を受ける権利

- 
- (3) 株主総会における議決権
- (4) 合併その他の行為がされる場合において、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求する権利
- (5) 定款その他の資料（当該資料が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を表示したもの）の閲覧又は謄写を請求する権利
- ハ 当該法人等が、その株主等（株主、社員その他これらに相当する者をいう。ニにおいて同じ。）に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、当該言語
- ニ 組織変更株式交付が効力を生ずる日に当該法人等の株主総会その他これに相当するものの開催があるものとした場合における当該法人等の株主等が有すると見込まれる議決権その他これに相当する権利の総数
- ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、会社法第九百三十三条第一項（外国会社の登記）の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第二条（外国法人の登記の事務をつかさどる登記所の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項
- (1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該法人等の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、
-

理事、監事その他これらに準ずる者をいう。(1)に掲げる者を除く。)の氏名又は名称

へ 当該法人等の最終事業年度(当該法人等が会社以外のものである場合にあっては、最終事業年度に相当するもの。以下この号において同じ。)に係る計算書類(最終事業年度がない場合にあっては、当該法人等の成立の日における貸借対照表)その他これに相当するもの内容(当該計算書類その他これに相当するものについて監査役、監査等委員会、監査委員会、会計監査人その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあっては、監査報告その他これに相当するもの内容の概要を含む。)

ト 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

(1) 当該法人等が株式会社である場合 当該法人等の最終事業年度に係る事業報告の内容(当該事業報告について監査役、監査等委員会又は監査委員会の監査を受けている場合にあっては、監査報告の内容を含む。)

(2) 当該法人等が株式会社以外のものである場合 当該法人等の最終事業年度に係る会社法施行規則第百十八条各号及び第百十九条各号(公開会社の特則)に掲げる事項に相当する事項の内容の概要(当該事項について監査役、監査等委員会、監査委員会その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあっては、監査報告その他これに相当するもの内容の概要を含む。)

チ 当該法人等の過去五年間にその末日が到来した各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容

(1) 最終事業年度

(2) ある事業年度に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容につき、法令の規定に基づく公告（会社法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしている場合における当該事業年度

(3) ある事業年度に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容につき、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出している場合における当該事業年度

リ 前号ロ及びハに掲げる事項

又 交付対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する方法により払戻しを受けることができるものであるときは、その手続に関する事項

三 交付対価の一部が組織変更後株式会社の新株予約権又は新株予約権付社債であるときは、第一号ロ及びハに掲げる事項

四 交付対価の一部が法人等の社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの（組織変更後株式会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債を除く。）であるときは、次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した

事項)

イ 第一号ロ及びハに掲げる事項

ロ 第二号イ及びホからチまでに掲げる事項

五 交付対価の一部が組織変更後株式会社その他の法人等の株式、持分、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの及び金銭以外の財産であるときは、第一号ロ及びハに掲げる事項

4 第一項第二号に規定する「組織変更をする相互会社の計算書類等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更をする相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

二 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更をする相互会社の成立の日。次号において同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

三 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容は、その内容

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 「同上」



を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇十二 略」

十三 法第九十六条の九の二第一項の規定により組織変更の際して組織変更株式交付をすることとしたときは、次に掲げる書面

イ 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みを証する書面

ロ 子会社対象会社（法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十三号の二に掲げる会社（以下この号、第五十八条、第五十八条の二、第八十五条第一項、第九十四条第一項第十号の二、第二百五条第一項第十九号の二、第二百五条の六第一項第十八号の二並びに第二百四十六条第一項第九号から第九号の三までにおいて「保険業高度化等会社」という。）を除く。第九十四条第一項第十号及び第二百五条第一項第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

ハ 保険会社若しくはその子会社が保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第七十七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号、第五十八条から第五十八条の四まで、第八十五条第一項、第九十四条第一項、第二百五条第一項、第二百五条の六第一項及び第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関

「一〇十二 同上」

「号を加える。」

する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

ニ 保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四 「略」

2 法第二条第十五項の規定は、前項第十三号ハ及びニに規定する議決権について準用する。

(株式の発行等により一に満たない端数を処理する場合における市場価格)

第四十六条の二 法第九十六条の十三の二第七項において読み替えて

準用する会社法第二百三十四条第二項（一）に満たない端数の処理

に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 法第九十六条の十三の二第七項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売

十三 「同上」

「項を加える。」

「条を加える。」

却日が当該市場の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格)

- ロ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは
- ニ、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

(相互会社から株式会社への組織変更後の公告事項)

第四十六条の三 「略」

(組織変更後株式会社の事後開示事項)

第四十六条の四 法第九十六条の十五において準用する法第八十二条

第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一、三 略」

四 組織変更株式交付をした場合には、次に掲げる事項

イ 組織変更株式交付が効力を生じた日

ロ 組織変更株式交付に際して組織変更後株式会社が譲り受けた組織変更株式交付子会社の株式の数(組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数)

ハ 組織変更株式交付に際して組織変更後株式会社が譲り受けた組織変更株式交付子会社の新株予約権の数

ニ ハの新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場

(相互会社から株式会社への組織変更後の公告事項)

第四十六条の二 「同上」

(組織変更後株式会社の事後開示事項)

第四十六条の三 「同上」

「一、三 同上」

「号を加える。」

合には、当該新株予約権付社債についての各社債（組織変更後株式会社組織変更株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額

ホ イからニまでに掲げるもののほか、組織変更株式交付に関する重要な事項

五・六 「略」

（重要な信託の変更等の公告に係る受益証券発行信託の特例）

第五十二条の二十六 受益証券発行信託の受託者である保険金信託業務を行う生命保険会社等が前条の規定による公告をする場合には、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている無記名受益権の受益者に対しては、各別に法第九十九条において準用する信託業法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を催告しなければならない。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 「略」

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一」二十六の二 略」

二十六の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれら

四・五 「同上」

（重要な信託の変更等の公告に係る受益証券発行信託の特例）

第五十二条の二十六 受益証券発行信託の受託者である保険金信託業務を行う生命保険会社等が前条の規定により公告する場合には、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている無記名受益権の受益者に対しては、各別に法第九十九条において準用する信託業法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を催告しなければならない。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 「同上」

2 「同上」

「一」二十六の二 同上」

二十六の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介

に關し仲介を行う業務

〔二十七〜四十七 略〕

〔3〜10 略〕

（子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第六十六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいい、保険業高度化等会社を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

二 株式交付により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

を行う業務

〔二十七〜四十七 同上〕

〔3〜10 同上〕

（子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等（法第六十六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいい、同条第一項第十三号の二に掲げる会社（以下この条、次条、第八十五条第一項、第九十四条第一項第十号及び第十号の二、第二百五条第一項第十九号の二、第五條の六第一項第十八号の二並びに第二百四十六条第一項第九号から第九号の三までにおいて「保険業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

(3) 株式交付費用を記載した書類

〔三・四 略〕

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 〔略〕

〔2～6 略〕

（保険業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五十八条の二 保険会社は、当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

〔三・四 同上〕

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第七十七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条から第五十八条の四まで、第八十五条第一項、第九十四条第一項、第二百五条第一項、第二百五条の六第一項及び第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 〔同上〕

〔2～6 同上〕

（保険業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五十八条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

「イ・ロ 略」

ハ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有する場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書類

(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書類

(3) 「略」

ニ 株式交付により当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有する場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書類

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

「三〇六 略」

「二〇五 略」

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書類

(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書類

(3) 「同上」

「号の細分を加える。」

「三〇六 同上」

「二〇五 同上」

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第五十八条の五 「①」 法第七百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第九十六条の十第一項の認可を受けて組織変更株式交付をしたことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

2 法第七百七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第六百六条第七項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

3 法第七百七条第四項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

4 法第七百七条第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇七 略」

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第九十六条の

第五十八条の五 「項を加える。」

「①」 法第七百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第六百六条第七項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

2 法第七百七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 同上」

3 法第七百七条第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 同上」

(届出事項等)

第八十五条 「同上」

「一〇七 同上」

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該子会社対象



十第一項の規定により認可を受けている場合（第四十六条第一項第十三号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、「当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合、法第百四十二条の規定により認可を受けている場合（第九十四条第一項第十号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、「法第百六十七条第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条第一項第十九号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、「法第百七十三条の六第一項第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合（第百五条の六第一項第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）及び第七号の四に掲げる場合を除く。」

「七の三〇十八 略」

「二〇六 略」

（事業譲渡等の認可の申請）

第九十四条 保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）は、法第百四十二条（法第百二十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇九 略」

会社を子会社とすることについて法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合、法第百四十二条の規定により認可を受けている場合（第九十四条第一項第十号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、「法第百六十七条第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条第一項第十九号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、「法第百七十三条の六第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条の六第一項第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）及び第七号の四に掲げる場合を除く。」

「七の三〇十八 同上」

「二〇六 同上」

（事業譲渡等の認可の申請）

第九十四条 「同上」

「一〇九 同上」

十 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

〔十の二〇十二 略〕

〔二〇四 略〕

(消滅株式会社の計算書類に関する公告事項)

第一百一条の二の二 法第六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会社(消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあつては、他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この条において同じ。)が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)の規定又は同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〇七 略〕

十 当該事業の譲受けにより子会社対象会社(法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、保険業高度化等会社を除く。以下この号及び第一百五十一条第十九号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

〔十の二〇十二 同上〕

〔二〇四 同上〕

(消滅株式会社の計算書類に関する公告事項)

第一百一条の二の二 〔同上〕

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会社(消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあつては、他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この条において同じ。)が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)の規定又は同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 同上〕

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〇七 同上〕

(消滅株式会社の公告事項)

第百一条の二の三 法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略〕

四 公告対象会社（吸収合併継続相互会社又は新設合併消滅相互会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 略〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合 法第六十条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〕へ 略〕

(吸収合併継続株式会社の計算書類に関する公告事項)

第百一条の二の八 法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規

(消滅株式会社の公告事項)

第百一条の二の三 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 同上〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〕へ 同上〕

(吸収合併継続株式会社の計算書類に関する公告事項)

第百一条の二の八 〔同上〕

定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〇五 略〕

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第一百一条の二の九 法第六十五条の十二において準用する法第六十六条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇五 略〕

六 吸収合併消滅相互会社の計算書類に関する事項として、法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定によ

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ・ロ 同上〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〇五 同上〕

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第一百一条の二の九 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 〔同上〕

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定によ

る|公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 略〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合  
法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〕へ 略〕

(消滅相互会社の公告事項)

第一百一条の二十四 法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕四 略〕

五 公告対象会社（消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に關する事項として、法第六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による|公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 略〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五

り|公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 同上〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合  
法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

〔ハ〕へ 同上〕

(消滅相互会社の公告事項)

第一百一条の二十四 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 〔同上〕

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による|公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 同上〕

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五

十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項  
〔ハ〕ト 略

(吸収合併存続相互会社の公告事項)

第一百一条の二の十七 法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕三 略

四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 略

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措

十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項  
〔ハ〕ト 同上

(吸収合併存続相互会社の公告事項)

第一百一条の二の十七 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 同上

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措

置をとつている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔ハ〕ト 略〕

(計算書類に関する公告事項)

第一百一条の二十四 法第六十五条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。)が会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又は会社法第四百四十条第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〕ハ 略〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとつている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〕七 略〕

(計算書類に関する公告事項)

第一百五條の二の四 法第七十三條の四第二項第三号に規定する内閣

置を執つている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔ハ〕ト 同上〕

(計算書類に関する公告事項)

第一百一条の二十四 〔同上〕

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。)が会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又は会社法第四百四十条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

〔イ〕ハ 同上〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執つている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〕七 同上〕

(計算書類に関する公告事項)

第一百五條の二の四 〔同上〕

府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条において同じ。）又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十条第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十条第一項（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

【イ〜ハ 略】

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

【三〜七 略】

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第六六条の二 法第七十四条第五項において準用する法第十二条第二項に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条において同じ。）又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十条第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十条第一項（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

【イ〜ハ 同上】

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

【三〜七 同上】

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第六六条の二 法第七十四条第六項の規定により読み替えて適用する会社法第四百七十八条第八項において準用する同法第三百三十一条第一項第二号（取締役の資格等）に規定する内閣府令で定める者



切に行うことができない者とする。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第百十條の二 法第百八十條の四第五項において準用する法第五十三條の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第百十條の三 第百十條の十 [略]

(清算相互会社の監査報告)

第百十條の十一 [略]

[2 4 略]

5 特定監査役は、第百十條の九第一項の貸借対照表及び前條第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(特定清算人(次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者)をいう。以下この条において同じ。)及び特定監査役の間で合意した日がある場合にあつては、当該日)までに、特定清算人に対して、監査報告(監査役会設置会社にあつては、第三項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。)の内容を通知しなければならない。

一 [略]

は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

[条を加える。]

第百十條の二 第百十條の九 [同上]

(清算相互会社の監査報告)

第百十條の十 [同上]

[2 4 同上]

5 特定監査役は、第百十條の八第一項の貸借対照表及び前條第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(特定清算人(次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者)をいう。以下この条において同じ。)及び特定監査役の間で合意した日がある場合にあつては、当該日)までに、特定清算人に対して、監査報告(監査役会設置会社にあつては、第三項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。)の内容を通知しなければならない。

一 [同上]

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一百十條の九第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に  
関する職務を行った清算人

6 第一百十條の九第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

7 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第五項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第一百十條の九第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、監査役の監査を受けたものとみなす。

8 「略」

(外国保険会社等の財産についての清算に関する事項)

第七百七十五條の二 第一百十條の三、第一百十條の五から第一百十條の八まで及び第一百十四條の二から第一百十四條の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十二條第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二條第三項第四号(業務の執行)、第四百八十九條第六項第六号(清算人会の権限等)、第四百九十二條第一項(財産目録等の作成等)、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ(事業の譲渡の制限等)、第五百四十八條第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)、第五百五十條第一項、第五百五十一

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一百十條の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に  
関する職務を行った清算人

6 第一百十條の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとする。

7 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第五項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第一百十條の八第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、監査役の監査を受けたものとみなす。

8 「同上」

(外国保険会社等の財産についての清算に関する事項)

第七百七十五條の二 第一百十條の二、第一百十條の四から第一百十條の七まで及び第一百十四條の二から第一百十四條の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十二條第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二條第三項第四号(業務の執行)、第四百八十九條第六項第六号(清算人会の権限等)、第四百九十二條第一項(財産目録等の作成等)、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ(事業の譲渡の制限等)、第五百四十八條第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)、第五百五十條第一項、第五百五十一

条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六條第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七條第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一條（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（外国相互会社の財産についての清算に関する事項）

第七十六條の二、第一百條の三、第一百條の五から第一百條の八まで及び第一百四條の二から第一百四條の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十三條において読み替えて準用する会社法第八十二條第三項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する会社法第四百八十二條第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九條第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二條第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八條第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六條第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七條第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一條（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（特定法人等の清算に関する規定の準用）

条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六條第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七條第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一條（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（外国相互会社の財産についての清算に関する事項）

第七十六條の二、第一百條の二、第一百條の四から第一百條の七まで及び第一百四條の二から第一百四條の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十三條において読み替えて準用する会社法第八十二條第三項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する会社法第四百八十二條第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九條第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二條第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八條第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六條第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七條第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一條（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（特定法人等の清算に関する規定の準用）

第百九十四条 「略」

2 第百十条の三、第百十条の五から第百十条の八まで及び第百十四条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百三十五条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六条第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八条第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六条第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一条（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第百十条の六の二 法第二百七十一条の十九の二第三項において準用する法第十二条第二項に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第百十条の六の三・第百十条の六の四 「略」

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第百九十四条 「同上」

2 第百十条の二、第百十条の四から第百十条の七まで及び第百十四条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百三十五条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六条第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八条第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六条第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一条（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

「条を加える。」

第百十条の六の二・第百十条の六の三 「同上」

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十條の八 「略」

2 法第二百七十一條の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 「略」

二 当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

「イ〜ハ 略」

ニ 株式交付により法第二百七十一條の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する

書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

「三・四 略」

3 「略」

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十條の十二 保険持株会社は、法第二百七十一條の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〜六 略」

七 会社法第七百八十九條第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九條第二項（債権者の異議）又は第八百十條第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九條第三項

第二百十條の八 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

「号の細分を加える。」

「三・四 同上」

3 「同上」

(保険持株会社に係る合併の認可の申請)

第二百十條の十二 「同上」

「一〜六 同上」

七 会社法第七百八十九條第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九條第二項（債権者の異議）又は第八百十條第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九條第三項

若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合に於ては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔八〇十七 略〕

2

〔略〕

(保険持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二百十條の十二の三 保険持株会社は、法第二百七十一條の第三十一第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 会社法第七百八十九條第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九條第二項（債権者の異議）又は第八百十條第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九條第三項若しくは第七百九十九條第三項又は第八百十條第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合に於ては、これらの方法による公告

若しくは第七百九十九條第三項又は第八百十條第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合に於ては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔八〇十七 同上〕

2

〔同上〕

(保険持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二百十條の十二の三 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 会社法第七百八十九條第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九條第二項（債権者の異議）又は第八百十條第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九條第三項若しくは第七百九十九條第三項又は第八百十條第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合に於ては、これらの方法による公告

（を）したことを並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔七〇十六 略〕

2  
〔略〕

（少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることについての承認の申請等）

第二百十一条の三十五 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十四第二項に規定する承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該少額短期保険業者に関する次に掲げる書類

〔イ〜ハ 略〕

二 株式交付（法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を含む。）により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

（1）株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

（2）株式交付計画（組織変更計画を含む。）の内容を記載した書面

（を）したことを並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

〔七〇十六 同上〕

2  
〔同上〕

（少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることについての承認の申請等）

第二百十一条の三十五 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

(3) 株式交付費用を記載した書類

〔三〇六 略〕

2 〔略〕

(心身の故障により職務を適切に行使することができない者)

第二百十一条の七十三の二 〔①〕 法第二百七十二條の三十三第一

項第一号ハ(3)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により職務を適切に行使するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第二百七十二條の三十三第一項第二号ハ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十一条の七十九 〔略〕

2 法第二百七十二條の三十九第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 〔略〕

二 当該少額短期保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

〔三〇六 同上〕

2 〔同上〕

(心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者)

第二百十一条の七十三の二 〔項を加える。〕

〔①〕 法第二百七十二條の三十三第一項第二号ハ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十一条の七十九 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕



---

ハ|| 株式交付により子会社となる場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する  
書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

三  
〔略〕

3  
〔略〕

〔号の細分を加える。〕

三  
〔同上〕

3  
〔同上〕

株主総会参考書類

[1～4 略]

（記載上の注意）

1 役員を選任に関する議案

(1) 取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。

[①～④ 略]

⑤ 候補者と当該株式会社との間で補償契約（会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦ [略]

⑧ 当該株式会社が公開会社であって、かつ、他の者の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等又は保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 候補者が過去10年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑨ 候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ニからチまでに掲げる事項を除く。）

[イ・ロ 略]

株主総会参考書類

[1～4 同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

(1) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑤ [同左]

⑥ [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 候補者が過去5年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑦ 候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）

[イ・ロ 同左]

ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下⑨において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社を知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去10年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv・v 略]

vi 過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下vi、(1)の2⑩トvi及び3⑩へviにおいて「合併等」という。）により他の株式会社又は相互会社はその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。

チ [略]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下⑦において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ [同左]

ヘ [同左]

i [同左]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去5年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv・v 同左]

vi 過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下vi、(1)の3⑨へvi及び3⑨へviにおいて「合併等」という。）により他の株式会社又は相互会社はその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。

ト [同左]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容  
[削る。]

(1)の2 監査等委員である取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨ [略]

⑩ 当該株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 候補者が過去 10 年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の2 社外取締役を置いていない場合等の特則

① 1(1)に掲げる事項を記載する場合において、株式会社が社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社（当該株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む。）であって、かつ、取締役に就任したとすれば社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類には、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならない。

② ①に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。

③ ①の理由は、当該株式会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が 2 人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

(1)の3 [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑦ [同左]

⑧ [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 候補者が過去 5 年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑩ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ニからチまでに掲げる事項を除く。）

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下⑩において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去10年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv～vi 略]

チ [略]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) 会計参与の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～④ 略]

⑤ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補

⑨ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）

[イ・ロ 同左]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ [同左]

ヘ [同左]

i [同左]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去5年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv～vi 同左]

ト [同左]

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦ [略]

(3) 監査役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨ [略]

⑩ 株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 候補者が過去 10 年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑪ 候補者が社外監査役候補者（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 8 号に規定する社外監査役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[加える。]

⑤ [同左]

(3) [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑦ [同左]

⑧ [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 候補者が過去 5 年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑨ [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[ニ・ホ 略]

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii 及び v (a) において同じ。）であり、又は過去 10 年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 10 年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv～vi 略]

[ト・チ 略]

(4) 会計監査人の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑤ 略]

⑥ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑦ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑧・⑨ [略]

⑩ 株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものから多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去 2 年間に受けていたときは、その内容

イ 当該株式会社に親会社等がある場合 当該株式会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 21 号に規定する関連会社をいう。

[ニ・ホ 同左]

へ [同左]

i [同左]

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii 及び v (a) において同じ。）であり、又は過去 5 年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 5 年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iv～vi 同左]

[ト・チ 同左]

(4) [同左]

[同左]

[①～⑤ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑥・⑦ [同左]

⑧ [同左]

イ 当該株式会社に親会社等がある場合 当該株式会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 18 号に規定する関連会社をいう。

以下同じ。) (当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。)

ロ [略]

[2~4の3 略]

5 合併契約等の承認に関する議案

[(1)~(5) 略]

(6) 株式移転計画の承認に関する議案

[(1)・(2) 略]

③ 当該株式会社が会社法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全子会社又は保険業法第96条の9第1項第9号の株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第206条各号(第5号及び第6号を除く。)又は保険業法施行規則第45条の18各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(4)~(8) 略]

(7) 株式交付計画の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

① 当該株式交付を行う理由

② 株式交付計画の内容の概要

③ 当該株式会社が株式交付親会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第213条の2各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(8) [略]

[6・7 略]

別紙様式第5号(第20条の20関係)

(日本産業規格A4)

社員総会参考書類

[1~4 略]

以下同じ。) (当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。)

ロ [同左]

[2~4の3 同左]

5 [同左]

[(1)~(5) 同左]

(6) [同左]

[(1)・(2) 同左]

③ 当該株式会社が会社法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全子会社又は保険業法第96条の9第1項第9号の株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第206条各号(第5号及び第6号を除く。)又は保険業法施行規則第45条の17各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(4)~(8) 同左]

[加える。]

(7) [同左]

[6・7 同左]

別紙様式第5号(第20条の20関係)

(日本産業規格A4)

社員総会参考書類

[1~4 同左]



(記載上の注意)

1 役員を選任に関する議案

(1) 取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項(相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。)を記載すること。

[①～④ 略]

⑤ 候補者と当該相互会社との間で補償契約(保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下同じ。)を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約(保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。)を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦～⑨ [略]

⑩ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。))に限る。以下⑩において同じ。)に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

i [略]

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑤～⑦ [同左]

⑧ [同左]

[イ・ロ 同左]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役(社外役員に限る。以下⑧において同じ。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ [同左]

ヘ [同左]

i [同左]

ii 当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社及び関連会社（保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii・iv 同左]

v 過去2年間に合併又は事業の譲受け（以下v、(1)の2⑩トv及び(3)⑩へvにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社がある事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。

チ [略]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の2 監査等委員である取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨・⑩ [略]

⑪ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役である場合において、

ii 当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社及び関連会社（保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii・iv 同左]

v 過去2年間に合併又は事業の譲受け（以下v、(1)の2⑨へv及び(3)⑨へvにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社がある事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。

ト [同左]

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の2 [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑦・⑧ [同左]

⑨ [同左]

[イ・ロ 同左]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以

当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・へ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 10 年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 略]

チ [略]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) 会計参与の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～④ 略]

⑤ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦ [略]

(3) 監査役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補

下⑨において同じ。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ [同左]

へ [同左]

i [同左]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 5 年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 同左]

ト [同左]

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑤ [同左]

(3) [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

- ⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨・⑩ [略]

- ⑪ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

- ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[ニ・ホ 略]

- ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

i [略]

- ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 10 年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 略]

[ト・チ 略]

- (4) 会計監査人の選任に関する議案

[①～⑤ 略]

- ⑥ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

- ⑦ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

[加える。]

⑦・⑧ [同左]

⑨ [同左]

[イ・ロ 同左]

- ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[ニ・ホ 同左]

ヘ [同左]

i [同左]

- ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 5 年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 同左]

[ト・チ 同左]

- (4) [同左]

[①～⑤ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑧～⑩ [略]

[2～5 略]

6 その他

- (1) 組織変更計画の承認に関する議案  
次に掲げる事項を記載すること。

[①・② 略]

- ③ 保険業法第 41 条第 1 項において準用する会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における保険業法施行規則第 42 条各号（第 1 号、第 3 号ロ、第 5 号イ、第 8 号及び第 9 号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(2)・(3) 略]

[7～9 略]

別紙様式第 5 号の 3（第 22 条関係）

（日本産業規格 A 4）

総 代 会 参 考 書 類

[1～4 略]

（記載上の注意）

1 役員を選任に関する議案

- (1) 取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。

[①～④ 略]

- ⑤ 候補者と当該相互会社との間で補償契約（保険業法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

- ⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（保険業法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠

⑥～⑧ [同左]

[2～5 同左]

6 [同左]

- (1) [同左]

[同左]

[①・② 同左]

- ③ 保険業法第 41 条第 1 項において準用する会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における保険業法施行規則第 42 条の 2 各号（第 1 号、第 3 号ロ、第 5 号イ、第 7 号及び第 8 号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(2)・(3) 同左]

[7～9 同左]

別紙様式第 5 号の 3（第 22 条関係）

（日本産業規格 A 4）

総 代 会 参 考 書 類

[1～4 同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

- (1) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

[加える。]

償責任保険契約をいう。以下同じ。)を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦～⑨ [略]

⑩ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が社外取締役(社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。))に限る。以下⑩において同じ。)に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該相互会社の特定関係事業者(当該相互会社の実質子会社及び関連会社(保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。))並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。以下同じ。)の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該相互会社の特定関係事業者(当該相互会社の実質子会社を除く。)の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii・iv 略]

v 過去2年間に合併又は事業の譲受け(以下v、(1)の2①トv及び(3)①へvにおいて「合併等」という。)により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社

⑤～⑦ [同左]

⑧ [同左]

[イ・ロ 同左]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役(社外役員に限る。以下⑧において同じ。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ニ・ホ [同左]

ヘ [同左]

i [同左]

ii 当該相互会社の特定関係事業者(当該相互会社の実質子会社及び関連会社(保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。))並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。以下同じ。)の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者(当該相互会社の実質子会社を除く。)の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii・iv 同左]

v 過去2年間に合併又は事業の譲受け(以下v、(1)の2⑨へv及び(3)⑨へvにおいて「合併等」という。)により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外

の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社  
の業務執行者であったこと。

チ [略]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補  
者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の2 監査等委員である取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補  
償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結している  
とき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その  
役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨・⑩ [略]

⑪ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）  
に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役である場合において、  
当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法  
令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実  
（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実  
の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生  
後の対応として行った行為の概要

ホ・ヘ [略]

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っ  
ているときは、その旨

i [略]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であ  
り、又は過去 10年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互

取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業  
務執行者であったこと。

ト [同左]

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者  
の意見があるときは、その意見の内容

(1)の2 [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑦・⑧ [同左]

⑨ [同左]

[イ・ロ 同左]

[加える。]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以  
下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任  
された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事  
実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）  
があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候  
補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の  
概要

ニ・ホ [同左]

ヘ [同左]

i [同左]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であ  
り、又は過去 5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互

会社の実質子会社を除く。)の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 略]

チ [略]

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) 会計参与の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～④ 略]

⑤ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦ [略]

(3) 監査役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①～⑥ 略]

⑦ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨・⑩ [略]

⑪ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候

社の実質子会社を除く。)の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 同左]

ト [同左]

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(2) [同左]

[同左]

[①～④ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑤ [同左]

(3) [同左]

[同左]

[①～⑥ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑦・⑧ [同左]

⑨ [同左]

[イ・ロ 同左]

ハ 当該候補者が現に当該相互会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑨において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候



補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[ニ・ホ 略]

へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨

i [略]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 略]

[ト・チ 略]

(4) 会計監査人の選任に関する議案

[①～⑤ 略]

⑥ 候補者と当該相互会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑦ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑧～⑩ [略]

[2～5 略]

6 その他

(1) 組織変更計画の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

[①・② 略]

③ 保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第42条各号（第1号、第3号ロ、第5号イ、第8号及び第9号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(2)・(3) 略]

[7～9 略]

補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

[ニ・ホ 同左]

へ [同左]

i [同左]

ii 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

[iii～v 同左]

[ト・チ 同左]

(4) [同左]

[①～⑤ 同左]

[加える。]

[加える。]

⑥～⑧ [同左]

[2～5 同左]

6 [同左]

(1) [同左]

[同左]

[①・② 同左]

③ 保険業法第49条第1項において準用する会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第42条の2各号（第1号、第3号ロ、第5号イ、第7号及び第8号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

[(2)・(3) 同左]

[7～9 同左]

別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業報告書

1 [略]

2 会社役員に関する事項

[(1)・(2) 略]

(3) 責任限定契約・補償契約

(4) 役員等賠償責任保険契約

3 [略]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険会社の株式

[5~12 略]

[第2~第13 略]

(記載上の注意)

[1~6 略]

第1

別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業報告書

1 [同左]

2 会社役員に関する事項

[(1)・(2) 同左]

(3) 責任限定契約

[加える。]

3 [同左]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[5~12 同左]

[第2~第13 同左]

(記載上の注意)

[1~6 同左]

第1

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）事業報告書

1 保険会社の現況に関する事項

[(1)~(7) 略]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[表略]

ロ 子会社等の状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

[(9)・(10) 略]

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（3、8及び9を除く。）。

[2~8 略]

[削る。]

9 [略]

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）事業報告書

1 保険会社の現況に関する事項

[(1)~(7) 同左]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[同左]

ロ 子会社等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[(9)・(10) 同左]

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（3、8及び10を除く。）。

[2~8 同左]

9 事業年度の末日において監査役会設置会社であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

10 [同左]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。）である場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハ（相互会社について準用する。）により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号から第5号の3まで（相互会社について準用する。）に規定する報酬等及び同条第5号の4（相互会社について準用する。）に規定する事項についても適宜設欄のうえ記載すること。

[3～6 略]

7 会社法第361条第7項（相互会社にあつては、法第53条の15において準用する会社法第361条第7項）の方針又は同法第409条第1項の方針（相互会社にあつては、法第53条の28第5項において準用する会社法第409条第1項）を定めているときは、次に掲げる事項を記載すること。

① 当該方針の決定の方法

② 当該方針の内容の概要

③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由

8 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（7の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハ（相互会社について準用する。）により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号（相互会社について準用する。）に規定する報酬等についても記載すること。

[3～6 同左]

7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない会社については、記載を省略することができる。

[加える。]

取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、記載を省略することができる。

9 当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項

- ① 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当
- ② ①の者に委任された権限の内容
- ③ ①の者に②の権限を委任した理由
- ④ ①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容

(3) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。）と当該保険会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項（相互会社にあつては、法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。
- 2 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役に限る。）と当該保険会社との間で補償契約（会社法第 430 条の 2 第 1 項（相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項）に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

[加える。]

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と保険会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項（相互会社にあつては、法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項）の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

- ① 当該会社役員の氏名
- ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）
- 3 当該保険会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号（相互会社にあっては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号）に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号（相互会社にあっては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号）に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(4) 役員等賠償責任保険契約

保険者の氏名 又は名称	被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

保険会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第 430 条の 3 第 1 項（相互会社にあっては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 3 第 1 項）の契約をいう。）を締結しているときは、当該保険者の氏名又は名称、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該保険会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）を記載すること。

- 3 社外役員に関する事項  
(記載上の注意)

[加える。]

- 3 社外役員に関する事項  
(記載上の注意)

[1・2 略]

- (1) [略]  
(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

- 1 [略]  
2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

[①・② 略]

- ③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要(①及び②に掲げる事項を除く。)

[(3)・(4) 略]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

④ 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険会社の株式

	株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)	株式を有する者の人数
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役		
社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。)		
監査等委員である取締役		
取締役(執行役を含む。)以外の会社役員		

(記載上の注意)

- 1 保険会社の役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。  
2 当該保険会社の株式(職務執行の対価として当該株式会社が交付したも

[1・2 同左]

- (1) [同左]  
(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]  
2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]

[(3)・(4) 同左]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

のみに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。)に限り記載すること。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

(記載上の注意)

1 [略]

2 新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約・補償契約

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

1 [同左]

2 保険会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要




(記載上の注意)

- 1 会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
- 2 会計監査人と保険会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会計監査人の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
- 3 保険会社が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反した事又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 保険会社が会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(3) [略]

[7～10 略]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)


(記載上の注意)

会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(3) [同左]

[7～10 同左]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 会計参与と保険会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
- 2 会計参与と保険会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会計参与の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
- 3 保険会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 保険会社が会計参与に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

12 [略]

[第 2・第 3 略]

第 4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）

[表略]

（損害保険株式会社）

[表略]

（記載上の注意）

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(24) 略]

(25) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 55 号に規定する連結配当規制適用会社につ

会計参与と保険会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

12 [同左]

[第 2・第 3 同左]

第 4 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

（生命保険株式会社）

[同左]

（損害保険株式会社）

[同左]

（記載上の注意）

- 1 [同左]

[(1)~(24) 同左]

(25) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 51 号に規定する連結配当規制適用会社につ

いては、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

〔(26)～(32) 略〕

〔2～7 略〕

(生命保険相互会社)

〔表略〕

(損害保険相互会社)

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1～7 略〕

〔第5～第13 略〕

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度 ( 年 月 日から ) 業務報告書  
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業報告書

1 〔略〕

2 会社役員に関する事項

〔(1)・(2) 略〕

③ 責任限定契約・補償契約

④ 役員等賠償責任保険契約

いては、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

〔(26)～(32) 同左〕

〔2～7 同左〕

(生命保険相互会社)

〔同左〕

(損害保険相互会社)

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1～7 同左〕

〔第5～第13 同左〕

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度 ( 年 月 日から ) 業務報告書  
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業報告書

1 〔同左〕

2 会社役員に関する事項

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 責任限定契約

〔加える。〕

3 [略]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

4 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険会社の株式

[5~12 略]

[第2~第13 略]

(記載上の注意)

[1~6 略]

第1

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告書

1 保険会社の現況に関する事項

[(1)~(7) 略]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[表略]

ロ 子会社等の状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

[(9)・(10) 略]

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（3、8及び9を除く。）。

3 [同左]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[5~12 同左]

[第2~第13 同左]

(記載上の注意)

[1~6 同左]

第1

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告書

1 保険会社の現況に関する事項

[(1)~(7) 同左]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[同左]

ロ 子会社等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[(9)・(10) 同左]

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（3、8及び10を除く。）。

[2～8 略]

[削る。]

9 [略]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）の又は非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。）である場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハ（相互会社について準用する。）により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号から第5号の3まで（相互会社について準用する。）に規定する報酬等及び同条第5号の4（相互会社について準用する。）に規定する事項についても適宜設欄のうえ記載すること。

[3～6 略]

7 会社法第361条第7項（相互会社にあつては、法第53条の15において準用する会社法第361条第7項）の方針又は同法第409条第1項の方針（相互会社にあつては、法第53条の28第5項において準用する会社法第409条第1項）を定めているときは、次に掲げる事項を記載すること。

① 当該方針の決定の方法

[2～8 同左]

9 事業年度の末日において監査役会設置会社であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

10 [同左]

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハ（相互会社について準用する。）により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号（相互会社について準用する。）に規定する報酬等についても記載すること。

[3～6 同左]

7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない会社については、記載を省略することができる。

② 当該方針の内容の概要

③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由

8 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（7の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、記載を省略することができる。

[加える。]

9 当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項を記載すること。

[加える。]

- ① 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当
- ② ①の者に委任された権限の内容
- ③ ①の者に②の権限を委任した理由
- ④ ①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容

(3) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。）と当該保険会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項（相互会社にあつては、法第53条の36において準用する

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と保険会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項（相互会社にあつては、法第53条の36において準用する会社法第427条第1項）の契約をいう。以下同じ。）を締結している

会社法第 427 条第 1 項) の契約をいう。以下同じ。) を締結しているときは、当該契約の内容の概要 (当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) を記載すること。

2 会社役員 (直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役に限る。) と保険会社との間で補償契約 (会社法第 430 条の 2 第 1 項 (相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項) に規定する補償契約をいう。以下同じ。) を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

① 当該会社役員の氏名

② 当該補償契約の内容の概要 (当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)

3 当該保険会社が会社役員 (取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4 において同じ。) に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号 (相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号) に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。

4 当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号 (相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号) に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

④ 役員等賠償責任保険契約

保険者の氏名 又は名称	被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

保険会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約 (会社法第 430 条の 3 第 1 項 (相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430

ときは、当該契約の内容の概要 (当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) を記載すること。

[加える。]

条の3第1項)の契約をいう。)を締結しているときは、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要(被保険者によって実質的に保険料が負担されている場合にあつては、その負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者たる保険会社の役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

### 3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[1・2 略]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

[①・② 略]

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要(①及び②に掲げる事項を除く。)

[(3)・(4) 略]

### 4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険会社の株式

	株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)	株式を有する者の人数
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役		
社外取締役(監査等委員		

### 3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[1・2 同左]

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]

[(3)・(4) 同左]

### 4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]



であるものを除き、社外役員に限る。)		
監査等委員である取締役		
取締役(執行役を含む。) 以外の会社役員		

(記載上の注意)

- 1 保険会社の役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。
- 2 当該保険会社の株式(職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。)に限り記載すること。

5 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。) 及び執行役		
社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。)		
監査等委員である取締役		
取締役(執行役を含む。) 以外の会社役員		

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 新株予約権等(職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約

5 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。) 及び執行役		
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 保険会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等(会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)に限

権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。)に限り記載すること。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約・補償契約

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
- 2 会計監査人と保険会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会計監査人の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
- 3 保険会社が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 保険会社が会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

り記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計監査人と保険会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(3) [略]

[7~10 略]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会計参与と保険会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
- 2 会計参与と保険会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会計参与の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
- 3 保険会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険会社が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 保険会社が会計参与に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

12 [略]

[第2・第3 略]

第4

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

(3) [同左]

[7~10 同左]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計参与と保険会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

12 [同左]

[第2・第3 同左]

第4

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

(生命保険株式会社)

[表略]

(損害保険株式会社)

[表略]

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(24) 略]

- (25) 会社計算規則第2条第3項第55号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

[(26)~(32) 略]

[2~7 略]

(生命保険相互会社)

[表略]

(損害保険相互会社)

[表略]

(記載上の注意)

[1~7 略]

[第5~第13 略]

別紙様式第15号の2 (第210条の11関係)

(日本産業規格A4)

年度 ( 年 月 日から ) 事業報告書  
          ( 年 月 日まで )

(記載上の注意)

[1~3 略]

- 4 保険持株会社が会社法施行規則第2条第2項第70号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを

(生命保険株式会社)

[同左]

(損害保険株式会社)

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]

[(1)~(24) 同左]

- (25) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

[(26)~(32) 同左]

[2~7 同左]

(生命保険相互会社)

[同左]

(損害保険相互会社)

[同左]

(記載上の注意)

[1~7 同左]

[第5~第13 同左]

別紙様式第15号の2 (第210条の11関係)

(日本産業規格A4)

年度 ( 年 月 日から ) 事業報告書  
          ( 年 月 日まで )

(記載上の注意)

[1~3 同左]

- 4 保険持株会社が会社法施行規則第2条第2項第67号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを

企業集団（当該保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2) 財産及び損益の状況の推移」については、当該保険持株会社に関する事項をも記載すること。

1 保険持株会社の現況に関する事項

[(1)~(7) 略]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[表略]

ロ 子会社等の状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

[(9)・(10) 略]

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

[表略]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2、7及び8を除く。）。

[2~7 略]

[削る。]

企業集団（当該保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2) 財産及び損益の状況の推移」については、当該保険持株会社に関する事項をも記載すること。

1 保険持株会社の現況に関する事項

[(1)~(7) 同左]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[同左]

ロ 子会社等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[(9)・(10) 同左]

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

[同左]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2、7及び9を除く。）。

[2~7 同左]

8 事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第2条第6号に規定する大会社をいう。）に限る。）であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以

8 [略]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。）である場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号から第5号の3までに規定する報酬等及び同条第5号の4に規定する事項についても適宜設欄のうえ記載すること。

[3～6 略]

7 会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めるときは、次に掲げる事項を記載すること。

① 当該方針の決定の方法

② 当該方針の内容の概要

③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由

8 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（7の方針を除く。）を定めるときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報

上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

9 [同左]

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。

[3～6 同左]

7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めるときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない会社については、記載を省略することができる。

[加える。]

告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、記載を省略することができる。

9 当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項

- ① 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当
- ② ①の者に委任された権限の内容
- ③ ①の者に②の権限を委任した理由
- ④ ①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容

(3) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。）と当該保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。
- 2 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役に限る。）と当該保険持株会社との間で補償契約（会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会社役員の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場

[加える。]

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

合にあつては、その内容を含む。)

3 当該保険持株会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険持株会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。

4 当該保険持株会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(4) 役員等賠償責任保険契約

保険者の氏名 又は名称	被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

保険持株会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項の契約をいう。）を締結しているときは、当該保険者の氏名又は名称、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該保険持株会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。）を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[略]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

[加える。]

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]



2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

[①・② 略]

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

[(3)・(4) 略]

#### 4 株式に関する事項

[(1)～(3) 略]

##### (4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

	株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）	株式を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社の役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。
- 2 当該保険持株会社の株式（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。）に限り記載すること。

#### 5 新株予約権等に関する事項

2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]

[(3)・(4) 同左]

#### 4 株式に関する事項

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

#### 5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

（記載上の注意）

1 [略]

2 新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。）に限り記載すること。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約・補償契約

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

（記載上の注意）

1 会計監査人と保険持株会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれない

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

（記載上の注意）

1 [同左]

2 保険持株会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会計監査人と保険持株会社との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするた

ようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

2 会計監査人と保険持株会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該会計監査人の氏名
- ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

3 保険持株会社が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険持株会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。

4 保険持株会社が会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(3) [略]

[7~10 略]

#### 11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会計参与と保険持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
- 2 会計参与と保険持株会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

めの措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(3) [同左]

[7~10 同左]

#### 11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計参与と保険持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

- ① 当該会計参与の氏名
- ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）
- 3 保険持株会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該保険持株会社が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 保険持株会社が会計参与に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

12 [略]

別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業報告書

12 [同左]

別紙様式第16号の17（第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業報告書

- 1 [略]
  - 2 会社役員に関する事項
    - (1) [略]
    - (2) 責任限定契約・補償契約
    - (3) 役員等賠償責任保険契約
  - 3 [略]
  - 4 株式に関する事項
 

[(1)~(3) 略]

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該少額短期保険業者の株式  
[5~12 略]

[第2~第13 略]

(記載上の注意)

[1~7 略]
- 第1 事業報告書

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告書

- 1 少額短期保険業者の現況に関する事項
 

[(1)~(7) 略]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[表略]

ロ 子会社等の状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

[(9)・(10) 略]
- 2 会社役員に関する事項

- 1 [同左]
  - 2 会社役員に関する事項
    - (1) [同左]
    - (2) 責任限定契約  
[加える。]
  - 3 [同左]
  - 4 株式に関する事項
 

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[5~12 同左]

[第2~第13 同左]

(記載上の注意)

[1~7 同左]
- 第1 事業報告書

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで）事業報告書

- 1 少額短期保険業者の現況に関する事項
 

[(1)~(7) 同左]

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[同左]

ロ 子会社等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]
- 2 会社役員に関する事項

(記載上の注意)

[略]

(1) 会社役員 の 状況

[表略]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び8を除く。)

[2~7 略]

[削る。]

8 [略]

(2) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

1 会社役員(直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。以下1において同じ。)と少額短期保険業者との間で責任限定契約(会社法第427条第1項(相互会社にあつては、法第53条の36において準用する会社法第427条第1項)の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

2 会社役員(直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役に限る。以下2において同じ。)と少額短期保険業者との間で補償契約(会社法第430条の2第1項(相互会社にあつては、

(記載上の注意)

[同左]

(1) 会社役員 の 状況

[同左]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び9を除く。)

[2~7 同左]

8 事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社(会社法第2条第6号に規定する大会社をいう。)に限る。)であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

9 [同左]

(2) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員(取締役又は監査役に限る。)と少額短期保険業者との間で責任限定契約(会社法第427条第1項(相互会社にあつては、法第53条の36において準用する会社法第427条第1項)の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項) に規定する補償契約をいう。以下同じ。) を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該会社役員の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要 (当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)
- 3 当該少額短期保険業者が会社役員 (取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4 において同じ。) に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号 (相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号。以下同じ。) に掲げる費用を補償した場合において、当該少額短期保険業者が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 当該少額短期保険業者が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号 (相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号。以下同じ。) に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(3) 役員等賠償責任保険契約

保険者の氏名 又は名称	被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

少額短期保険業者が保険者との間で役員等賠償責任保険契約 (会社法第 430 条の 3 第 1 項 (相互会社にあつては、法第 53 条の 38 において準用する会社法第 430 条の 3 第 1 項) の契約をいう。以下同じ。) を締結しているときは、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要 (被保険者によって実質的に保険料が負担されている場合にあっては、その負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者たる少額短期保険業者の役員等の職務の適正性が損なわれ

[加える。]

ないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[1・2 略]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

[①・② 略]

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要(①及び②に掲げる事項を除く。)

(3) [略]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該少額短期保険業者の株式

	株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)	株式を有する者の人数
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役		
社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。)		
監査等委員である取締役		

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[1・2 同左]

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]

(3) [同左]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]



取締役（執行役を含む。） 以外の会社役員		
-------------------------	--	--

（記載上の注意）

- 1 少額短期保険業者の役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。
- 2 当該少額短期保険業者の株式（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。）に限り記載すること。

#### 5 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。） 以外の会社役員		

（記載上の注意）

- 1 [略]
- 2 新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。以下同じ。）に限り記載すること。

#### 5 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

（記載上の注意）

- 1 [同左]
- 2 少額短期保険業者が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約・補償契約

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会計監査人と少額短期保険業者との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
- 2 会計監査人と少額短期保険業者との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会計監査人の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）。
- 3 少額短期保険業者が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該少額短期保険業者が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 少額短期保険業者が会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(3) [略]

[7～10 略]

11 会計参与に関する事項

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計監査人と少額短期保険業者との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(3) [同左]

[7～10 同左]

11 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会計参与と少額短期保険業者との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
- 2 会計参与と少額短期保険業者との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会計参与の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）
- 3 少額短期保険業者が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該少額短期保険業者が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。
- 4 少額短期保険業者が会計参与に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

12 [略]

[第2・第3 略]

第4 貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

(少額短期保険株式会社)

[表略]

(記載上の注意)

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 会計参与と少額短期保険業者との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

12 [同左]

[第2・第3 同左]

第4 貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

(少額短期保険株式会社)

[同左]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(20) 略〕

(21) 会社計算規則第2条第3項第55号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

〔(22)・(23) 略〕

〔2～6 略〕

(少額短期保険相互会社)

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1～6 略〕

〔第5～第13 略〕

別紙様式第16号の26(第211条の84第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度 ( 年 月 日から ) 事業報告書  
年 月 日まで

(記載上の注意)

〔1・2 略〕

3 少額短期保険持株会社が会社法施行規則第2条第2項第70号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。

1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項

〔(1)～(7) 略〕

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

1 〔同左〕

〔(1)～(20) 同左〕

(21) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

〔(22)・(23) 同左〕

〔2～6 同左〕

(少額短期保険相互会社)

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1～6 同左〕

〔第5～第13 同左〕

別紙様式第16号の26(第211条の84第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度 ( 年 月 日から ) 事業報告書  
年 月 日まで

(記載上の注意)

〔1・2 同左〕

3 少額短期保険持株会社が会社法施行規則第2条第2項第67号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。

1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項

〔(1)～(7) 同左〕

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

[表略]

ロ 子会社等の状況

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

[(9)・(10) 略]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[表略]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2、7及び8を除く。）。

[2～7 略]

[削る。]

8 [略]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又

イ 親会社の状況

[同左]

ロ 子会社等の状況

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[(9)・(10) 同左]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[同左]

(記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2、7及び9を除く。）。

[2～7 同左]

8 事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第2条第6号に規定する大会社をいう。）に限る。）であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

9 [同左]

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又

はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額(当該報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等(会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。))又は非金銭報酬等(会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。)である場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。)及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号から第5号の3までに規定する報酬等及び同条第5号の4に規定する事項についても適宜設欄のうえ記載すること。

[3～6 略]

7 会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めるときは、次に掲げる事項を記載すること。

① 当該方針の決定の方法

② 当該方針の内容の概要

③ 当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等)の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会(指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会)が判断した理由

8 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針(7の方針を除く。)を定めるときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、記載を省略することができる。

9 当該事業年度の末日において取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。)である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次

はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。

[3～6 同左]

7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない会社については、記載を要しない。

[加える。]

[加える。]

に掲げる事項

- ① 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当
- ② ①の者に委任された権限の内容
- ③ ①の者に②の権限を委任した理由
- ④ ①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容

(3) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。）と当該少額短期保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。
- 2 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役に限る。）と当該少額短期保険持株会社との間で補償契約（会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 当該会社役員の氏名
  - ② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）
- 3 当該少額短期保険持株会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4 において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した場合において、当該少額短期保険持株会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載するこ

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と少額短期保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

と。

4 当該少額短期保険持株会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(4) 役員等賠償責任保険契約

保険者の氏名 又は名称	被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

少額短期保険持株会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第 430 条の 3 第 1 項の契約をいう。）を締結しているときは、当該保険者の氏名又は名称、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該少額短期保険持株会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[略]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

[①・② 略]

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

[加える。]

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

[①・② 同左]

[加える。]



[(3)・(4) 略]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 略]

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該少額短期保険持株会社の株式

	株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）	株式を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

（記載上の注意）

- 1 少額短期保険持株会社の役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。
- 2 当該少額短期保険持株会社の株式（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。）に限り記載すること。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において少額短期保険持株会社の役員が有している当該少額短期保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		

[(3)・(4) 同左]

4 株式に関する事項

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において少額短期保険持株会社の役員が有している当該少額短期保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		

社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

（記載上の注意）

- 1 [略]
  - 2 新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。以下同じ。）に限り記載すること。
- (2) [略]
- 6 [略]

社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

（記載上の注意）

- 1 [同左]
  - 2 少額短期保険持株会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。
- (2) [同左]
- 6 [同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。